

## 能美市就職説明会出展事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市において事業を営む中小企業等が、学生への企業PRの機会を確保し、U・I・Jターン就職の促進を図るため、対面型で開催される就職説明会又はこれに類するもの(以下「就職説明会等」という。)に出展する事業に対し、予算の範囲内で能美市就職説明会出展事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第153号)第2条第1項に規定する中小企業者で、市内に本社又は事業所を有し、能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げる市税等を完納しているもの
- (2) 市内に進出を表明し、今後本社又は事業所の建物を新たに建設し、事業を開始する法人

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、就職説明会等に出展する事業(以下「補助事業」という。)に要するもののうち次に掲げるものとする。

- (1) 出展料
- (2) 小間装飾料
- (3) 梱包料及び輸送料

(4) 印刷製本費

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める経費  
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から消費税及び地方消費税を除いた額の2分の1以内の額とし、1,000円未満の端数のあるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 補助金の限度額は、同一事業者につき同一会計年度において20万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、能美市就職説明会出展事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要書類及び市税等完納状況調査同意書(第2条第2号に該当する者を除く。)を添えて、補助事業に着手する日の2週間前までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書等の内容を審査し、適当と認められるものについては、当該申請者に能美市就職説明会出展事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告書)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業完了後1箇月を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、能美市就職説明会出展事業補助金実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書等の提出があったときは、当該実績報告書等の書類の審査により、その報告に係る補助事業の成果が補

助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、能美市就職説明会出展事業補助金額確定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(請求書の提出)

第9条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、能美市就職説明会出展事業補助金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。

(2) この告示に違反したとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。